主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人斉藤勝の上告趣意のうち、憲法三七条違反をいう点は、実質は単なる法令 違反の主張であり、その余の点は、事案を異にして本件に適切でない判例を引用す る判例違反の主張であり、被告人本人の上告趣意は、違憲及び法令違反をいうもの の、その内容においてまつたく具体性を欠く主張であつて、いずれも適法な上告理 由にあたらない。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項本文により、裁判官 全員」致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五〇年一一月一四日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岸		盛	_
裁判官	下	田	武	Ξ
裁判官	岸	上	康	夫
裁判官	<u> </u>	藤	重	光